

政令第二百三十八号

関税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の二第五項及び第七項、第七条の九第一項、第四十三条の三第一項、第六十二条の三第一項、第六十二条の十並びに第六十八条第二項の規定並びに関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第一項、第八条の二第二項及び第八条の六第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第七号中「から第四号まで」を削り、「同項第二号イに規定するシンガポール協定原産地証明書、同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書又は同項第四号イに規定するマレーシア協定原産地証明書」を「同号イに規定する締約国原産地証明書」に改め、同項第八号中「若しくは、第三号口 若しくは 又は第四号口 若しくは」を「又は」に改め、「から第四号まで」を削り、同項第九号中「（課税価格の決定の原則）」を削る。

第四条の四第三号中「第六十一条第一項第三号及び第五項」を「第六十一条第一項第二号及び第四項」に改める。

第四条の十二第二項第四号中「から第四号まで」を削り、同項第五号中「シンガポール協定原産地証明書、同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書又は同項第四号イに規定するマレーシア協定原産地証明書」を「締約国原産地証明書」に、「同項第二号から第四号まで」を「同号」に改め、同項第六号中「シンガポール協定運送要件証明書」を「運送要件証明書」に改め、「、同項第三号ロに規定するメキシコ協定運送要件証明書（許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限るものとし、許可済特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。）又は同項第四号ロに規定するマレーシア協定運送要件証明書（許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限るものとし、許可済特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。）」を削る。

第三十六条の三第二項中「から第四号まで」を削り、同条第三項中「から第四号まで」を削り、「同項第二号イに規定するシンガポール協定原産地証明書、同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書又は同項第四号イに規定するマレーシア協定原産地証明書」を「同号イに規定する締約国原産地証明書」

に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書」を「締約国原産地証明書」に改め、同条第四項中「若しくは、第三号口 若しくは 又は第四号口 若しくは」を「又は」に、「同項第二号から第四号まで」を「同号」に、「同項第二号口に規定するシンガポール協定運送要件証明書、同項第三号口に規定するメキシコ協定運送要件証明書又は同項第四号口に規定するマレーシア協定運送要件証明書」を「同号口に規定する運送要件証明書」に、「同条第九項」を「同条第八項」に、「シンガポール協定運送要件証明書、メキシコ協定運送要件証明書又はマレーシア協定運送要件証明書」を「運送要件証明書」に改める。

第五十一条の四第二項中「から第四号まで」を「及び第二号」に改める。

第五十一条の十二第二項中「から第四号まで」を削り、同条第三項中「から第四号まで」を削り、「同項第二号イに規定するシンガポール協定原産地証明書、同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書又は同項第四号イに規定するマレーシア協定原産地証明書」を「同号イに規定する締約国原産地証明書」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書」を「締約国原産地証明書」に改め、同条第四項中「若しくは、第

三号口 若しくは 又は第四号口 若しくは」を「又は」に、「同項第二号から第四号まで」を「同号」に、「同項第二号口に規定するシンガポール協定運送要件証明書、同項第三号口に規定するメキシコ協定運送要件証明書又は同項第四号口に規定するマレーシア協定運送要件証明書」を「同号口に規定する運送要件証明書」に、「同条第九項」を「同条第八項」に、「シンガポール協定運送要件証明書、メキシコ協定運送要件証明書又はマレーシア協定運送要件証明書」を「運送要件証明書」に改める。

第六十一条第一項第一号中「及び第三号」を削り、同項第二号中「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（以下この号及び」を「経済連携協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（」に、「における関税」を「、メキシコ協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（同項において「マレーシア協定」という。）又は戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（同項において「チリ協定」という。）をいう。以下この号において同じ。）における関税」に改め、同号イ中「シンガポール協定第三章」を「経済連携協定」に、「シンガポールの」を「当該経済連携協定の我が国以外の締約国（以下この号及び第四項において「締約国」という。）の」に、「シンガポール原産品」を「締約国

原産品」に、「シンガポール協定原産地証明書」を「締約国原産地証明書」に改め、同号口中「シンガポール原産品」を「締約国原産品」に、「シンガポールからシンガポール」を「その原産地である締約国から当該締約国」に、「シンガポールから本邦」を「当該締約国から本邦」に、「以下この条」を「第七項及び第八項」に、「シンガポール協定運送要件証明書」を「運送要件証明書」に、「シンガポールから非原産国」を「当該締約国から非原産国」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第三項中「第八項」を「第六項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 締約国原産地証明書は、その証明に係る貨物について、次の表の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる者の申請に基づき締約国において当該締約国原産地証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならぬ。この場合において、シンガポールにおいて発給される締約国原産地証明書にあつては、その証明に係る貨物をシンガポールから送り出した際（税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、送り出した後その事由により相当と認められる期間内）に発給したものでなければならぬ。

一 シンガポール

シンガポール協定附属書

Bに定める

その証明に係る貨物を締約国から送り出

件証明書又はマレーシア協定運送要件証明書」を「運送要件証明書」に、「若しくは、第三号ロ 若しくは 又は第四号ロ 若しくは」を「又は」に改め、同項を同条第八項とする。

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第二条 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二に次の一号を加える。

四 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定

第二十五条第二項に次の一号を加える。

五 別表第一の第八五号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品

イ 法第八条の二第一項第一号に掲げる物品のうち別表第一の七に掲げる物品以外のもの

ロ 法第八条の二第一項第二号に掲げる物品のうち別表第一の八に掲げる物品以外のもの

ハ 法第八条の二第一項第三号に掲げる物品

別表第一の六の次に次の二表を加える。

別表第一の七(第二十五条関係)

項名	品目
一	関税率表第二六・三号の二の(一)、第二二六・四一号の二又は第二二六・四九号の二の(一)に掲げる物品
二	関税率表第三七・九九号の二の(四)のBに掲げる物品のうち はまぐり(乾燥したものに限る。)
三	関税率表第八三・号の一に掲げる物品
四	関税率表第九一・二二号又は第九一・二二号に掲げる物品
五	関税率表第一二二・二二号の(三)に掲げる物品のうち ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)
六	関税率表第一五・五・九号の四の(一)に掲げる物品のうち 米油及びその分別物 関税率表第一五二・九号の一に掲げる物品のうち みつろう

七

関税率表第一六 二・二 号の二に掲げる物品のうち

気密容器入りのもの

関税率表第一六 二・九 号の二の(二)又は第一六・ 三項に掲げる物品

関税率表第一六 四・一 号に掲げる物品のうち

気密容器入りのもの以外のもの

関税率表第一六 四・一 二号から第一六 四・一 六号までに掲げる物品

関税率表第一六 四・一 九号に掲げる物品のうち

うなぎ及び節類

関税率表第一六 四・二 号の一の(一)に掲げる物品のうち

にしん(クルペア属のもの)(のもの)(気密容器入りのものに限る。)

関税率表第一六 四・二 号の二、第一六 四・三 号、第一六 五・一 号の二、第一

六 五・二 号の一又は第一六 五・四 号の一の(一)に掲げる物品

関税率表第一六 五・九 号の一に掲げる物品のうち

	<p>いか、帆立貝及び貝柱以外のもの</p> <p>関税率表第一六五・九号の二の(一)に掲げる物品のうち いか(気密容器入りのものに限る。)及びくらげ</p> <p>関税率表第一六五・九号の二の(二)に掲げる物品</p> <p>関税率表第一六五・九号の二の(三)に掲げる物品のうち 軟体動物のもの(あわび及び帆立貝を除く。)以外のもの</p>
八	<p>関税率表第一八六・一号の二に掲げる物品</p> <p>関税率表第一八六・二号の二の(二)に掲げる物品のうち 法の別表第一第一八六・二号の二の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p> <p>関税率表第一八六・三二号の二の(二)又は第一八六・九号の二の(二)のBに掲げる物品</p>
九	<p>関税率表第一九一・九号の二の(二)、第一九二・四号、第一九五・一号、第一九五・二号、第一九五・四号又は第一九五・九号の三の(一)のD若しくは(二)のDに掲げる物品</p>

別表第一の八（第二十五条関係）

一	<p>関税率表第二一 一・九 号の二の(五)に掲げる物品のうち しょうが</p>
一一	<p>関税率表第二一 一・一一号の一、第二一 一・一二号の一の(一)、第二一 一・一三 号又は第二一 二・一 号に掲げる物品 関税率表第二一 六・九 号の二の(二)のEの イに掲げる物品のうち 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの 関税率表第二一 六・九 号の二の(二)のEの のハの(ロ)の の(一)に掲げる物品のうち ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）</p>
一二	<p>関税率表第二二 六・ 号の二の(一)若しくは(二)のBの 又は第二二 八・九 号の一の(二)のAの 若しくはBの に掲げる物品</p>
一	<p>関税率表第二九 五・四四号、第二九 六・一一号、第二九一八・一四号又は第二九一八</p>
項名	品目

	<p>・一五号の一に掲げる物品</p>
二	<p>関税率表第三五・五項に掲げる物品</p>
三	<p>関税率表第四一・一四項に掲げる物品</p>
四	<p>関税率表第四三 二・一一号に掲げる物品</p> <p>関税率表第四三 二・一九号から第四三 二・三三号まで、第四三 三・一 号又は第四三 三・九 号に掲げる物品のうち</p> <p>羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの</p>
五	<p>関税率表第四四一 一一号に掲げる物品のうち</p> <p>プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したものの</p> <p>関税率表第四四一 一二号に掲げる物品のうち</p> <p>加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの以外のもの</p> <p>関税率表第四四一 一九号に掲げる物品のうち</p> <p>ウエファードボード（加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないものを除く）</p>

	<p>く。) 及びプラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したものの</p> <p>関税率表第四四一・九 号に掲げる物品</p> <p>関税率表第四四一一・九四号に掲げる物品のうち</p> <p>密度が一立方センチメートルにつき ・三五グラム以下のもの</p> <p>関税率表第四四一二・一 号の二、第四四一二・九四号又は第四四一二・九九号に掲げる物品</p>
六	<p>関税率表第七四 三・一 一号又は第七四 三・一 三号に掲げる物品</p> <p>関税率表第七四 三・一 九号に掲げる物品のうち</p> <p>精錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。）以外のもの</p>
七	<p>関税率表第九四 一・九 号の一に掲げる物品</p>

（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正）

第三条 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「者は、」の下に「メキシコを原産地とする」を、「掲げる物品」の下に「及びチリを原産地とする別表第四に掲げる物品」を加え、「同表に掲げるその他の」を「メキシコを原産地とする別表第一第二項から第五項までに掲げる」に改め、同条第二項中「者は、」の下に「メキシコを原産地とする」を加え、「並びに別表第三」を「に掲げる物品、マレーシアを原産地とする別表第三に掲げる物品並びにチリを原産地とする別表第五」に改め、「農林水産大臣、」の下に「メキシコを原産地とする」を加え、同条第五項中「別表第一に掲げる物品について」を「メキシコを原産地とする別表第一に掲げる物品及びチリを原産地とする別表第四に掲げる物品について、」に、「同表」を「これらの表」に改め、同条第六項中「別表第二及び別表第三に掲げる物品について」を「メキシコを原産地とする別表第二に掲げる物品、マレーシアを原産地とする別表第三に掲げる物品及びチリを原産地とする別表第五に掲げる物品について、」に改め、同条第八項ただし書中「ただし、」の下に「メキシコを原産地とする」を加える。

別表第三の次に次の二表を加える。

別表第四（第一条関係）

数

量

品

目

戦略的な経	平成二年
済上の連携	四月一日か
に関する日	ら平成二一
本国とチリ	年三月三一
共和国との	日まで
間の協定（	
以下「チリ	
協定」とい	
う。）の効	
力発生の日	
から平成二	
年三月三	
日まで	

関税率表第二〇〇二・九〇号の 二の(一)に掲げる物品のうちトマ トケチャップその他のトマトソ ースの製造に使用するもの	三、七 トンを十二 で除して得 た数量にチ リ協定の効 力発生の日 の属する月 の翌月(そ の日が月の 初日である ときは、そ の日の属す る月)から	三、九 トン	四、一 トン	四、三 トン	五、 トン
--	---	-----------	-----------	-----------	----------

別表第五（第一条関係）

チリ協定の	数	平成二〇年 三月までの 月数を乗じ て得た数量 （一トン未 満の端数が あるときは 、これを四 捨五入して 得た数量）	
平成二 年			
平成二 二年	量		
平成二 二年			
平成二 三年			

項名	一
品目	関税率表第二二・ 二 号及び第二二 ・三 号に掲げる物品
効力発生の 日から平成 二 年三月 三一日まで	一、三〇〇 トンを十二 で除して得 た数量にチ リ協定の効 力発生の日 の属する月 の翌月（そ の日が月の
四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで	一、九五 トン
四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで	二、六 トン
四月一日か ら平成二三 年三月三一 日まで	三、二五 トン
四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで	四、 トン

初日である
ときは、そ
の日の属す
る月)から
平成二〇年
三月までの
月数を乗じ
て得た数量
(一トン未
満の端数が
あるときは
、これを四
捨五入して

	二	得た数量)				
	二 関税率表第 二 三・ 一九号の二、第二 三・二二号の二、第 二 三・二九号の二、 第 二 六・四九号の 二の(二)、第一六 二・ 四一号、第一六 二・ 四二号及び第一六 二 ・四九号の二に掲げる 物品	三三二、 トンを十 二で除して 得た数量に チリ協定の 効力発生の 日の属する その日が月 の初日であ るときは、 その日の属	トン トン トン トン	三八、七五 四五、五 五二、二五 六、		

三	
関税率表第二二六・	
六 トン	<p>する月)か ら平成二〇 年三月まで の月数を乗 じて得た数 量(一トン 未満の端数 があるとき は、これを 四捨五入し て得た数量)</p>
六三 七トン	
六七 五トン	
七一 二トン	
七五 トン	

二二号、第二二六・

二二号及び第二二六

・二九号の二に掲げる

物品

を十二で除

して得た数

量にチリ協

定の効力発

生の日の属

する月の翌

月（その日

が月の初日

であるとき

は、その日

の属する月

）から平成

二〇年三月

	四								
	四	関税率表第二七・							
	一四号の二の(二)に掲げる物品								
	三、五	トン	数量)	入して得た	れを四捨五	ときは、こ	端数がある	トン未満の	た数量(一
	四、	トン							までの月数
	四、五	トン							を乗じて得
	五、	トン							た数量(一
	五、五	トン							までの月数

て 得 た 数 量	月 数 を 乗 じ	三 月 ま で の	平 成 二 〇 年	る 月 ） か ら	の 日 の 属 す	と き は 、 そ	初 日 で あ る	の 日 が 月 の	の 翌 月 （ そ	の 属 す る 月	力 発 生 の 日	リ 協 定 の 効
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

附 則

（一トン未 満の端数が あるときは 、これを四 捨五入して 得た数量）

この政令は、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。